

## 北上市告示甲第23号

北上市パートナーシップ宣誓制度実施要綱を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日

北上市長 八重樺 浩 文

### 北上市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

#### (目的)

第1 この告示は、北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例（平成31年北上市条例第2号）の趣旨に基づきパートナーシップ宣誓制度を実施することにより、様々な生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の気持ちに寄り添い、パートナー及び家族であることが尊重され、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が必ずしも異性のみでない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に責任を持って協力し合うことを約束した双方又は一方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) パートナーシップ宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、パートナーシップにあること又はパートナーシップにある2人にその子若しくは親を加えた家族として協力し合う関係にあることを誓うことをいう。

#### (パートナーシップ宣誓の要件)

第3 パートナーシップ宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップ宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有していること又は宣誓日から3月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) パートナーシップ宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ又はこれに類する関係にないこと。

(5) パートナーシップ宣誓をしようする者が近親者（直系血族並びに3親等以内の傍系血族及び直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(6) 過去にパートナーシップ宣誓を無効とされたことがないこと。ただし、特段の事情があると市長が認めた場合を除く。

（パートナーシップ宣誓の方法）

第4 パートナーシップ宣誓をしようとする者は、あらかじめ、宣誓をしようとする日（以下「宣誓日」という。）を市長に申し出るものとする。

2 パートナーシップ宣誓をしようとする者は、宣誓日に、北上市パートナーシップ宣誓届（様式第1号。以下「宣誓届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 本人確認書類の写し

(2) 住民票の写しその他の現住所を証する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) 戸籍個人事項証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(4) パートナーシップ宣誓をしようとする者双方が市内に住所を有していない場合にあっては、少なくともいずれか一方の市内への転入予定を確認することができる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項に掲げるもののほか、パートナーシップ宣誓をしようとする者の子又は親を加えてパートナーシップ宣誓をする場合にあっては、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該子の年齢が宣誓日当日において15歳未満であるときは、第2号に掲げる書類を除く。

(1) 戸籍全部事項証明書その他親子関係を証明する書類

(2) 当該子又は親の同意書（様式第2号）

4 パートナーシップ宣誓をしようとする者は、宣誓届を提出したときは、パートナーシップ宣誓書（様式第3号。以下「宣誓書」という。）にそれぞれ署名し、市長に提出することにより、宣誓をするものとする。この場合において、宣誓をしようとする者が宣誓書に自署できない事情があると市長が認めたときは、当該宣誓をしようとする者の立会いのもと、他の者に代筆させることができるものとする。

（通称名の使用）

第5 パートナーシップ宣誓をしようとする者は、性別違和等の理由があると市長が認める場合は、通称名を使用することができる。

2 通称名を使用しようとする者は、宣誓書に、使用する通称名及び戸籍上の氏名（日本国籍を有さない者にあっては、旅券又は在留カードに記載された氏名）を記

載するとともに、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを、宣誓届に添えて提出しなければならない。

(交付書類)

第6 市長は、パートナーシップ宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、受領証番号を記載した北上市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第4号）及び北上市パートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第5号）（以下「受領証等」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓日において、宣誓者の双方が市内に住所を有していないときは、市長は、受領証等に代わり、宣誓者に対し、北上市パートナーシップ宣誓者転入予定受付票（様式第6号。以下「転入予定受付票」という。）を交付するものとする。

3 転入予定受付票の交付を受けた宣誓者が転入したときは、市長が別に定める日までに、北上市パートナーシップ宣誓者転入完了届（様式第7号。以下「転入完了届」という。）に転入予定受付票を添えて、市長に提出するものとする。

4 市長は、転入完了届の提出があったときは、受領証等を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第7 宣誓者は、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を希望するときは、北上市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第8号）により、受領証等の再交付を市長に申請することができる。この場合において、受領証等を毀損又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添えて申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、受領証等を再交付するものとする。

3 紛失により受領証等の再交付を受けた場合で、再交付後に紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(届出事項の変更)

第8 宣誓者は、宣誓届の届出事項に変更があったときは、北上市パートナーシップ宣誓届出事項変更届（様式第9号。以下「変更届」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、変更届の提出があった場合であって、その内容が受領証等に記載されている事項の変更に関するものであるときは、内容を更新した受領証等を交付するものとする。

(子又は親の離脱)

第9 宣誓者の子又は親を加えて宣誓を行った場合で、宣誓に加えた15歳以上の子又は親がパートナーシップ宣誓の関係から離脱したいときは、当該子又は親は、北上市パートナーシップ宣誓離脱申出書（様式第10号）により、申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、宣誓者にその旨を通知し、交付済みの受領証等を返却させたうえで、内容を更新した受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還)

第10 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、北上市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第11号。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて提出するものとする。この場合において、第2号に該当する場合で、市内に住所を有していない宣誓者が死亡したときは、死亡が確認できる書類を添付するものとする。

- (1) 双方又は一方の宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。
- (4) 宣誓が無効となったとき。

2 前項第2号に該当する場合において、子又は親を加えて宣誓を行っているときは、前項本文の規定にかかわらず、当該死亡した宣誓者でない宣誓者は、当該子又は親とのパートナーシップ宣誓を継続することができる。この場合において、宣誓者は、返還届に代わり、北上市パートナーシップ宣誓継続届（様式第12号。以下「宣誓継続届」という。）を提出するものとする。

3 市長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合であって、相当の期間、受領証等の返還がないとき（前項の規定により宣誓継続届の提出があったときを除く。）は、宣誓者に対し、受領証等の返還を求めることができる。

4 市長は、第1項第1号から第3号までの規定に該当したことにより返還届の提出があったときは、宣誓者に返還届の提出があった旨を通知するものとする。

(無効となる宣誓)

第11 市長は、特段の事情があると認めた場合を除き、パートナーシップ宣誓が次の各号のいずれかに該当するときは、当該パートナーシップ宣誓を無効とする。この場合において、第3号又は第4号に該当する場合は、当該事実が発生した日以降のパートナーシップ宣誓を無効とするものとする。

- (1) 双方又は一方の宣誓者にパートナーシップ宣誓を形成する意思がないとき。
- (2) 届出事項に虚偽があったとき。
- (3) 宣誓日以後に、第3第1項第3号又は第4号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 受領証等の不正使用、濫用、公序良俗に反する使用等が発覚したとき。

2 市長は、宣誓者が必要な手続を怠り、かつ、それが長期にわたり継続されたときは、パートナーシップ宣誓を無効と/orすることができる。

3 市長は、前項の規定によりパートナーシップ宣誓を無効としたときは、宣誓者に

その旨を通知し、当該宣誓者に係る受領書等の受領証番号を公表するものとする。

(周知啓発)

第12 市長は、この告示の趣旨が十分に理解され、性的マイノリティの権利が侵害されることなく、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民への周知啓発に努めるものとする。

(他市町村との連携の取扱い)

第13 連携する他市町村（パートナーシップ宣誓制度の連携をすることを市長が認めた市町村をいう。以下同じ。）においてパートナーシップ等の宣誓に係る宣誓書の受領を証する書類（以下「連携市町村受領証等」という。）の交付を受け、市に転入した者（以下「連携市町村宣誓転入者」という。）は、第4及び第6の規定にかかわらず、第3各号のいずれにも該当するときは、受領証等の交付を受けることができる。

2 前項の規定により受領証等の交付を受けようとする連携市町村宣誓転入者は、北上市パートナーシップ宣誓制度連携申告書（様式第13号。以下「宣誓制度連携申告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 連携市町村受領証等
- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 住民票の写しその他住所の変更を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による宣誓制度連携申告書の提出があったときは、連携市町村宣誓転入者に受領証等を交付し、転出元である連携する他市町村の長に連携市町村受領証等の原本を添えて通知するものとする。

4 第2項の規定により受領証等の交付を受けた連携市町村宣誓転入者は、宣誓者とみなし、第7から第11までの規定を適用する。この場合において、宣誓制度連携申告書の記載事項は、宣誓届の届出事項とみなすものとする。

5 宣誓者が連携する他市町村に転出し、当該連携する他市町村にパートナーシップ宣誓制度の連携に係る書類として受領証等を提出したときは、第10第1項の規定により受領証等の返還があったものとみなす。

(補則)

第14 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。